○長洲町自動販売機設置許可事務取扱要綱

（平成19年4月1日訓令第27号）

改正　令和4年2月14日訓令第1号　令和8年10月26日訓令第9号

（趣旨）

第1条　この要綱は、長洲町行政財産（以下「行政財産」という。）に自動販売機設置を許可する際の事務取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置場所）

第2条　行政財産における設置場所については、別表第1のとおりとする。

（申請）

第3条　行政財産に自動販売機を設置しようとする者（以下「申請者」という。）は、自動販売機設置許可申請書（様式第1号）により申請しなければならない。

（許可・不許可）

第4条　町長は、自動販売機の設置を許可するときは、自動販売機設置許可申請に係る許可通知書（様式第2号）を申請者に交付し、申請者と契約を取り交わすこととする。

2　町長は、自動販売機の設置を許可しないときは、自動販売機設置許可申請に係る不許可通知書（様式第3号）を申請者に交付することとする。

（設置許可期間）

第5条　設置許可の期間は、5年間とする。ただし、5年目の許可期間の終了日が、年度末日でない場合は、前年度末日を許可期間の終了日とする。

（変更許可申請）

第6条　行政財産に自動販売機を設置した者（以下「設置者」という。）は、既に設置している自動販売機の機器を変更しようとするときは、自動販売機設置許可変更申請書（様式第4号）により申請しなければならない。

2　町長は、前項の申請があったときは、第4条の規定に準じ処理するものとする。

（行政財産使用料）

第7条　設置者は、長洲町行政財産使用料条例（昭和39年長洲町条例第30号）第2条の規定により月額の行政財産使用料を支払わなければならない。

（販売手数料等）

第8条　町長は、その販売品目・実績等を総合的に勘案し、設置者と合意の上、次に掲げる販売手数料等を徴収することができる。

(1)　販売手数料　自動販売機の売上金額に別に定める手数料を乗じた額

(2)　電気料　行政財産から供給を受けた電気の使用電力量に別表第2に定める1キロワット時当たりの金額を乗じた額

2　町長は、この要綱に定める販売手数料等に改定があった場合は、当該改定があった日の属する月の翌月以後の行政財産の使用に係る販売手数料等について、改定後の金額で請求することができる。

(料金の請求)

第9条　町長は、毎月行政財産の使用料及び販売手数料等を請求することとする。ただし、毎月の請求によることが不適当と認めるときは、別に期間を定めることができる。

(料金の納入)

第10条　設置者は、請求書を受領したときは、速やかに納入しなければならない。

(その他)

第11条　この要綱に定めるもののほか、自動販売機設置許可に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附　則(令和4年2月14日訓令第1号)

この要綱は、令和4年2月14日から施行する。

附　則(令和8年10月26日訓令第9号)

1　この要綱は、令和9年4月1日から施行する。

2　改正後の長洲町自動販売機設置許可事務取扱要綱別表第2の規定は、同要綱第8条第2項の規定にかかわらず、令和9年4月1日以後に使用した電力量に係る電気料について適用し、同日前に使用した電力量に係る電気料については、なお従前の例による。

別表第1(第2条関係)

公共施設名	設置場所	備　考
長洲町役場庁舎	1階ロビー	
中央公民館	集会室横	
	トイレ入口	
金魚と鯉の郷広場	金魚の館入口付近	
	駐車場（トイレ付近)	
	多目的広場（トイレ付近)	
健康福祉センター	1階ロビー	
にじいろはうす	1階玄関	
町民研修センター	1階ロビー	

浄化センター	1階ロビー	
げんきの館	ホール	
新山団地	3棟横	
高浜団地	ゴミステーション横	

別表第2(第8条関係)

公共施設名	電気料	備　考
長洲町役場庁舎	20.20円	消費税及び地方消費税並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金分の料金を含む。
中央公民館	20.20円	消費税及び地方消費税並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金分の料金を含む。
金魚と鯉の郷広場	20.20円	消費税及び地方消費税並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金分の料金を含む。
健康福祉センター	33.30円	消費税及び地方消費税並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金分の料金を含む。
にじいろはうす	20.20円	消費税及び地方消費税並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金分の料金を含む。
町民研修センター	33.30円	消費税及び地方消費税並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金分の料金を含む。
浄化センター	20.20円	消費税及び地方消費税並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金分の料金を含む。
げんきの館	33.30円	消費税及び地方消費税並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金分の料金を含む。
新山団地	33.30円	消費税及び地方消費税並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金分の料金を含む。
高浜団地	33.30円	消費税及び地方消費税並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金分の料金を含む。

備考　電気料は、1キロワット時当たりの金額とする。

様式第1号(第3条関係)

自動販売機設置許可申請書

[別紙参照]

様式第2号(第4条関係)

自動販売機設置許可申請に係る許可通知書

[別紙参照]

様式第３号(第４条関係)

自動販売機設置許可申請に係る不許可通知書

［別紙参照］

様式第４号(第６条関係)

自動販売機設置許可変更申請書

［別紙参照］